



茨城労働局公示第36号

登録教習機関の技能講習業務の休止について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する同法第49条及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第23条の2に基づき、登録を受けた技能講習業務を休止したので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

1 登録教習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 登録教習機関の名称

牛久職業能力訓練センター

(2) 住所

茨城県牛久市久野町1722番地-1

(3) 代表者の氏名

センター長 谷村 昌昭

2 休止する技能講習の範囲

小型移動式クレーン運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習及び玉掛け技能講習に関する登録教習機関業務のうち、修了証の再交付・書換えの業務を除く全範囲

3 技能講習の休止年月日

上記2の各技能講習の休止年月日は、令和8年4月1日

4 技能講習の休止期間

上記2の各技能講習の休止期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

令和8年5月12日

茨城労働局長

